

議案第32号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の6第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号又は前項」に、「同号」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（これらの申請に係る法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に、同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。）に対する審査に係る手数料の額は、前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分という。）をそれぞれ法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

(2) 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分という。以下この号において同じ。）（これらのうち法第29条第2項各号に掲げる事項に変更のあった当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分、同条第3項各号に掲げる事項に変更のあった他の建築物等又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物等に限る。）

をそれぞれ法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による変更の認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

第7条の7第1項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第3項から第5項まで」に、「前条第1項第2号」を「前条第1項第2号若しくは第2項」に改め、同条第2項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第3項から第5項まで」に改める。

別表第13中

「

その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	417,100円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	595,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	733,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	866,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	988,400円
	50,000平方メートル以上	1,232,400円

」

を

「

その他の建築物又は建築物の部分	法第29条第1項	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	30,700円
	の規定による認定の申請又は法		

第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分 外の建築物又は建築物の部分 その他の建築物又は建築物の部分	2,000平方メートル以上	91,300円
	5,000平方メートル未満	
	5,000平方メートル以上	144,400円
	10,000平方メートル未満	
	10,000平方メートル以上	182,300円
	25,000平方メートル未満	
	25,000平方メートル以上	227,700円
	50,000平方メートル未満	
	50,000平方メートル以上	318,600円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	417,100円
2,000平方メートル以上	595,200円	
5,000平方メートル未満		
5,000平方メートル以上	733,100円	
10,000平方メートル未満		
10,000平方メートル以上	866,400円	
25,000平方メートル未満		
25,000平方メートル以上	988,400円	
50,000平方メートル未満		
50,000平方メートル以上	1,232,400円	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は変更の認定の申請に対する審査に係る手数料等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市手数料条例（抄）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の6 省 略

2 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（これらの申請に係る法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に、同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。）に対する審査に係る手数料の額は、前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分をいう。）をそれぞれ法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

(2) 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分をいう。以下この号において同じ。）（これらのうち法第29条第2項各号に掲げる事項に変更のあった当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分、同条第3項各号に掲げる事項に変更のあった他の建築物等又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物等に限る。）をそれぞれ法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による変更の認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収することとなる各手数料の額を合

算した額

2 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申
3

出があった場合における前項 第2号又は前項に規定する審査に係る手数料の額は、
第1項

同号 の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号 の規定による手数料の額に、
これら **これら**

別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第18の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

3 省 略
4

4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料
5 **第3項**

の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定
第3項

する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第2号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第20の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（一団地の住宅施設として建築される建築物に係る手数料の特例）

第7条の7 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。以下この条、別表第3から別表第5まで、別表第9から別表第11まで及び別表第17から別表第19までにおいて

同じ。) をされる建築物で建築基準法第86条の規定の適用を受けるものに係る第7条の4第2項から第4項まで、第7条の5第2項から第4項まで及び前条第2項から第3項第5項

4項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定によ5項

り算定した手数料の額から、当該額から第7条の4第1項第1号若しくは第2号、第7条の5第1項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項の規定により算定した手数料の額を減じた額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、災害時における応急仮設建築物の建築、被災家屋の建替えその他これらに類する特別の事由があると認めるときは、第7条の4第2項から第4項まで、第7条の5第2項から第4項まで及び前条第2項から第4項ま第3項 第5項

での規定による手数料を減額することができる。

別表第13 (第7条の6関係)

区分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計		
省略	省略	省略	
その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	417,100円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	595,200円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	733,100円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	866,400円	

		25,000平方メートル以上	988,400円	
		50,000平方メートル未満		
		50,000平方メートル以上	1,232,400円	
その他の建築物又は建築物の部分	法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	30,700円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	91,300円	
	法第29条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	144,400円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	182,300円	
	法第29条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	227,700円	
		50,000平方メートル以上	318,600円	
	その他の建築物又は建築物の部分	法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	417,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	595,200円
		法第29条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	733,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	866,400円
		法第29条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	988,400円
			50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考 省 略